



長野県報

12月18日(木)
平成20年
(2008年)
第2026号

目次

条 例

長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例(人権・男女共同参画課)	5
長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例(生活文化課)	5
長野県文化会館条例の一部を改正する条例(生活文化課)	5
特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例(生活文化課NPO活動推進室)	7
職員の自己啓発等休業に関する条例(人事課)	7
一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(人事課)	9
職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	9
長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例(市町村課)	14
地方事務所の設置に関する条例(行政改革課)	14
保健福祉事務所の設置に関する条例(福祉政策課・医療政策課)	15
長野県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例(地域福祉課)	16
長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例(障害福祉課)	17
長野県立病院条例の一部を改正する条例(病院事業局)	17
勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(労働雇用課)	18
長野県農業大学校条例の一部を改正する条例(農業技術課)	18
長野県都市公園条例の一部を改正する条例(都市計画課)	19
屋外広告物条例の一部を改正する条例(建築指導課)	25
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(義務教育課)	25
高等学校設置条例の一部を改正する条例(高校教育課)	26
長野県営運動場条例の一部を改正する条例(スポーツ課)	26
長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(警務課)	27

規 則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則(生活文化課NPO活動推進室)	27
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(職員課)	27

告 示

長野県消費者保護対策要綱の廃止(生活文化課)	27
単位価格の表示に関する基準の廃止(生活文化課)	27
平成20年12月12日長野県議会定例会において認定された平成19年度歳入歳出決算及びこれに対する監査委員の審査意見(財政課)	28
平成20年10月27日専決処分した平成20年度補正予算の要領(財政課)	34
平成20年12月12日成立した平成20年度補正予算の要領(財政課)	34
身体障害者福祉法に基づく医師の指定(障害福祉課)	35
身体障害者福祉法に基づく医師として指定した者が診療を行う医療機関の所在地及び名称の変更(障害福祉課)	35
身体障害者福祉法施行令に基づく医師の指定の辞退(障害福祉課)	35
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定(医療政策課)	36
救急病院等を定める省令に基づく救急病院の認定の変更(医療政策課)	36
長野県の発注する森林整備業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格の一部改正(森林政策課)	36

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	36
特定調達契約に係る総合評価一般競争入札(総務事務課)	36

特定調達契約に係る一般競争入札（総務事務課）	38
都市計画の図書の写しの送付及び縦覧（生活排水課）	39
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	40
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	40
土地改良事業の施行に伴う換地計画の縦覧（4件）（農地整備課）	42
林業種苗法に基づく講習会の開催（森林づくり推進課）	43
都市計画の変更案作成のための公聴会の中止（都市計画課）	43
開発行為に関する工事の完了（7件）（建築指導課）	43
一般競争入札（病院事業局）	45
一般競争入札（事業課）	45
警備業法の一部を改正する法律に基づく審査（生活安全企画課）	46
一般競争入札（ものづくり振興課）	47
一般競争入札（3件）（高校教育課）	48

本号で公布された条例のあらまし

◇ 長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例（条例第41号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、研修室等の利用料金の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例（条例第42号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、観覧等の利用料金の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県文化会館条例の一部を改正する条例（条例第43号）

- 1 受益者負担の適正化を図るため、ホール等の利用料金の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第44号）

- 1 特定非営利活動促進法の一部改正に伴い、特定非営利活動法人の社員総会において、書面に代えて表決ができる電磁的方法を定めることとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。

◇ 職員の自己啓発等休業に関する条例（条例第45号）

- 1 地方公務員法の一部改正に伴い、職員の公務に関する能力の向上に資するため、大学等課程の履修又は国際貢献活動のための休業制度を導入するための条例を制定しました。

(1) 休業事由及び休業期間

- ア 大学等課程の履修 2年（特に必要な場合は3年）以内
- イ 国際貢献活動 3年以内

(2) 承認要件

- ア 在職期間3年以上の職員（臨時的任用職員、非常勤職員等を除く）
- イ 公務の運営に支障がないこと
- ウ 職員の公務に関する能力の向上に資すると認められること
- エ 勤務成績その他の事情を考慮

(3) 給与

無給

- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 産科医師等が分べんに関する業務に従事した場合に、特殊勤務手当を支給することとしました。
- 2 この条例は、平成21年3月1日から施行します。

◇ 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（条例第47号）

- 1 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児短時間勤務制度を導入するため、次に掲げる条例について所要の改正を行いました。

(1) 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例

(2) 職員の育児休業等に関する条例

- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例（条例第48号）

- 1 政治資金規正法の一部改正に伴い、新たに収支報告閲覧対象文書の写しの交付に係る手数料の額を定めることとしました。
- 2 この条例は、平成21年1月1日から施行します。

◇ 地方事務所の設置に関する条例（条例第49号）

- 1 長野県行政機構審議会の答申を踏まえ、知事の権限に属する事務を分掌させるとともに、地域における県行政の総合的な調整を図るため、市を含む広域圏を管轄区域とする地方事務所を設置する条例を制定しました。

- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 保健福祉事務所の設置に関する条例(条例第50号)

- 1 長野県行政機構審議会の答申を踏まえ、県行政における保健分野と福祉分野との密接な連携を図るため、保健所、福祉事務所及び地方事務所福祉課の機能を併せ持つ組織として、保健福祉事務所を設置する条例を制定しました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県社会福祉総合センター条例の一部を改正する条例(条例第51号)

- 1 受益者負担の適正化を図るため、会議室等の利用料金の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県障害者福祉センター条例の一部を改正する条例(条例第52号)

- 1 受益者負担の適正化を図るため、宿泊施設等の利用料金の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県立病院条例の一部を改正する条例(条例第53号)

- 1 県立病院における産科医療の安定的な提供及びその充実を図るため分べん料を改定し、分べんに関連して発症した重度脳性麻痺児に対して補償金を支払うための産科医療補償加算料を新設することとしました。
- 2 この条例は、平成21年3月1日(一部の規定は、平成21年1月1日)から施行します。

◇ 勤労者福祉施設条例の一部を改正する条例(条例第54号)

- 1 受益者負担の適正化を図るため、ホール等の利用料金の額を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県農業大学校条例の一部を改正する条例(条例第55号)

- 1 農業改良助長法の一部改正を踏まえ、専門技術科について所期の目的を達成したことから閉科するほか、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成25年4月1日(一部の規定は、平成22年4月1日)から施行します。

◇ 長野県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第56号)

- 1 受益者負担の適正化を図るため、利用料金の額を改定するとともに、超過時間の利用について新たな料金区分を設定することとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 屋外広告物条例の一部を改正する条例(条例第57号)

- 1 景観法に基づく景観行政団体である松本市が、屋外広告物の表示等の制限、違反に対する措置等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することができるようにするため、所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成21年2月1日から施行します。

◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(条例第58号)

- 1 義務教育費国庫負担金の最高限度額の見直し及び人事委員会の給与等に関する報告に基づき、教員特殊業務手当及び義務教育等教員特別手当を改定することとしました。
- 2 この条例は、平成21年1月1日から施行します。

◇ 高等学校設置条例の一部を改正する条例(条例第59号)

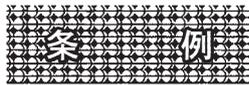
- 1 長野県中条高等学校の地域キャンパス化に伴い上水内郡中条村に長野県長野西高等学校中条校を設置するほか、統合に係る高等学校を廃止することとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県営運動場条例の一部を改正する条例(条例第60号)

- 1 受益者負担の適正化を図るため、県営上田野球場の利用料金の額を改定するとともに、超過時間の利用について新たな料金区分を設定することとしました。
- 2 この条例は、平成21年4月1日から施行します。

◇ 長野県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例(条例第61号)

- 1 下伊那郡阿智村及び同郡清内路村の合併に伴い、飯田警察署の管轄区域について所要の改正を行いました。
- 2 この条例は、平成21年3月31日から施行します。



長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第41号

長野県男女共同参画センター条例の一部を改正する条例

長野県男女共同参画センター条例（昭和59年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の1中

Table with 6 columns and 5 rows of numerical values.

を

Table with 6 columns and 5 rows of numerical values.

に改め

る。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

人権・男女共同参画課

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第42号

長野県信濃美術館条例の一部を改正する条例

長野県信濃美術館条例（昭和44年長野県条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表中「使用料」を「金額」に、

Comparison table showing changes in fee amounts from 1,200 to 1,300 yen, etc.

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

生活文化課

長野県文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第43号

長野県文化会館条例の一部を改正する条例

長野県文化会館条例（昭和57年長野県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の長野県県民文化会館の項中

Table with 6 columns and 13 rows of numerical values.

を

Table with 6 columns and 13 rows of numerical values.

に、

Table with 6 columns and 3 rows of numerical values.

を

Table with 6 columns and 3 rows of numerical values.

に、

4,100	6,900	8,200	11,000	15,100	17,200
1室について	1室について	1室について	1室について	1室について	1室について
2,200	3,700	4,400	5,900	8,100	9,200

を

4,200	7,100	8,400	11,300	15,500	17,700
1室について	1室について	1室について	1室について	1室について	1室について
2,300	3,900	4,600	6,200	8,500	9,700

に改め、同1の長野県伊那文化会館の項中

円	円	円	円	円	円
28,000	48,000	56,000	76,000	104,000	118,000
36,000	60,000	67,000	96,000	127,000	146,000
36,000	62,000	73,000	98,000	135,000	153,000
47,000	77,000	87,000	124,000	164,000	189,000
45,000	76,000	90,000	121,000	166,000	189,000
58,000	95,000	108,000	153,000	203,000	234,000
53,000	90,000	106,000	143,000	196,000	224,000
69,000	113,000	128,000	182,000	241,000	279,000
64,000	109,000	129,000	173,000	238,000	271,000
84,000	137,000	155,000	221,000	292,000	338,000
7,000	12,000	14,000	19,000	26,000	29,000
9,000	15,000	17,000	24,000	32,000	36,000
9,000	15,000	18,000	24,000	33,000	37,000
12,000	19,000	22,000	31,000	41,000	47,000
11,000	19,000	22,000	30,000	41,000	46,000
15,000	24,000	27,000	39,000	51,000	59,000
13,000	23,000	27,000	36,000	50,000	56,000
17,000	28,000	32,000	45,000	60,000	69,000
16,000	27,000	32,000	43,000	59,000	67,000
21,000	34,000	39,000	55,000	73,000	84,000

を

円	円	円	円	円	円
30,000	51,000	60,000	81,000	111,000	126,000
39,000	64,000	72,000	103,000	136,000	157,000
39,000	66,000	78,000	105,000	144,000	164,000
51,000	83,000	94,000	134,000	177,000	205,000
48,000	82,000	96,000	130,000	178,000	203,000
62,000	102,000	115,000	164,000	217,000	251,000
57,000	97,000	114,000	154,000	211,000	241,000
74,000	121,000	137,000	195,000	258,000	298,000
69,000	117,000	138,000	186,000	255,000	291,000
90,000	147,000	166,000	237,000	313,000	362,000
7,500	13,000	15,000	20,500	28,000	31,000
9,500	16,000	18,000	25,500	34,000	39,000
9,500	17,000	20,000	26,500	37,000	41,000

13,000	21,000	23,000	34,000	44,000	51,000
12,000	20,000	24,000	32,000	44,000	50,000
16,000	26,000	29,000	42,000	55,000	63,000
14,000	24,000	29,000	38,000	53,000	60,000
19,000	30,000	34,000	49,000	64,000	74,000
17,000	29,000	35,000	46,000	64,000	72,000
22,000	37,000	41,000	59,000	78,000	90,000

に、

午前9時から午後6時まで	15,000円
〃	19,000円
〃	24,000円

を

午前9時から午後6時まで	16,000円
〃	21,000円
〃	26,000円

に改め、同1の長野県松本文化会館の項中

37,000	63,000	74,000	100,000	137,000	156,000
48,000	79,000	89,000	127,000	168,000	194,000
48,000	82,000	96,000	130,000	178,000	203,000
63,000	102,000	115,000	165,000	217,000	252,000
59,000	101,000	118,000	160,000	219,000	250,000
77,000	126,000	142,000	203,000	268,000	310,000
70,000	120,000	141,000	190,000	261,000	297,000
91,000	149,000	169,000	240,000	318,000	368,000
85,000	145,000	170,000	230,000	315,000	360,000
111,000	181,000	204,000	292,000	385,000	446,000
11,000	19,000	22,000	30,000	41,000	46,000
14,000	23,000	26,000	37,000	49,000	56,000
14,000	24,000	29,000	38,000	53,000	60,000
19,000	30,000	34,000	49,000	64,000	74,000
18,000	30,000	35,000	48,000	65,000	74,000
23,000	37,000	42,000	60,000	79,000	91,000
21,000	36,000	42,000	57,000	78,000	89,000
27,000	44,000	50,000	71,000	94,000	108,000
25,000	43,000	51,000	68,000	94,000	107,000
33,000	54,000	61,000	87,000	115,000	133,000

を

円	円	円	円	円	円
39,000	66,000	78,000	105,000	144,000	164,000
51,000	83,000	94,000	134,000	177,000	205,000
51,000	86,000	101,000	137,000	187,000	214,000
66,000	108,000	122,000	174,000	230,000	266,000
62,000	106,000	125,000	168,000	231,000	263,000
81,000	133,000	150,000	214,000	283,000	327,000
74,000	126,000	148,000	200,000	274,000	313,000
96,000	157,000	178,000	253,000	335,000	387,000
90,000	152,000	179,000	242,000	331,000	378,000
117,000	191,000	215,000	308,000	406,000	470,000
14,000	24,000	28,000	38,000	52,000	59,000
18,000	30,000	34,000	48,000	64,000	73,000
18,000	31,000	36,000	49,000	67,000	76,000
24,000	39,000	44,000	63,000	83,000	96,000
22,000	38,000	45,000	60,000	83,000	94,000
29,000	48,000	54,000	77,000	102,000	117,000
27,000	45,000	53,000	72,000	98,000	112,000
35,000	57,000	64,000	92,000	121,000	140,000
32,000	55,000	64,000	87,000	119,000	135,000
42,000	68,000	77,000	110,000	145,000	168,000

に、

25,000	32,000	33,000	57,000	65,000	81,000
1室について	1室について	1室について	1室について	1室について	1室について
5,800	9,800	11,600	15,600	21,400	24,400

を

26,000	33,000	35,000	59,000	68,000	84,000
1室について	1室について	1室について	1室について	1室について	1室について
5,900	10,000	11,800	15,900	21,800	24,900

に改める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

生活文化課

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第44号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第3条から第6条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（電磁的方法）

第3条 法第14条の7第3項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって条例で定めるものは、次の各号に掲げる方法とする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

(2) 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

生活文化課NPO活動推進室

職員の自己啓発等休業に関する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村 井 仁

長野県条例第45号

職員の自己啓発等休業に関する条例

（趣旨）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の5第1項、第5項及び第6項の規定により、職員の自己啓発等休業に関し必要な事項を定めるものとする。（自己啓発等休業の承認）

第2条 任命権者は、職員としての在職期間が3年以上である職員が自己啓発等休業（法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をいう。以下同じ。）を申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、当該職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

（自己啓発等休業の期間）

第3条 法第26条の5第1項の条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあつては2年以内（大学等課程の履修の成果をあげるために特に必要な場合として人事委員会が定める場合は、3年以内）、国際貢献活動のための休業にあつては3年以内の期間とする。

(教育施設)

第4条 法第26条の5第1項の条例で定める教育施設は、次に掲げる教育施設とする。

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条に規定する大学(当該大学に置かれる同法第91条に規定する専攻科及び同法第97条に規定する大学院を含む。)
- (2) 学校教育法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設(自己啓発等休業をしようとする職員が当該課程を履修する場合における当該教育施設に限る。)
- (3) 前2号に掲げる教育施設に相当する外国の大学
- (4) 前3号に掲げるもののほか、人事委員会が定める教育施設(奉仕活動)

第5条 法第26条の5第1項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動(当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。次号において同じ。)
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち職員として参加することが適当であると認められるものとして人事委員会が定めるもの(自己啓発等休業の期間の延長)

第6条 自己啓発等休業をしている職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第3条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

- 2 自己啓発等休業の期間の延長は、人事委員会が定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。
- 3 第2条第1項の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第7条 法第26条の5第5項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 自己啓発等休業をしている職員が、正当な理由なく、当該自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又は当該自己啓発等休業の承認に係る奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。
- (2) 自己啓発等休業をしている職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、当該自己啓発等休業の承認に係る奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じていること。

(報告等)

第8条 自己啓発等休業をしている職員は、任命権者から求められた場合のほか、次に掲げる場合には、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について任命権者に報告しなければならない。

- (1) 当該職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合

(2) 当該職員が、当該自己啓発等休業の承認に係る教育施設の課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を欠席している場合又は当該自己啓発等休業の承認に係る奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合

(3) 当該自己啓発等休業の承認に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合

2 任命権者は、自己啓発等休業をしている職員から前項の規定による報告を求めるほか、当該職員と定期的に連絡を取ることに より、十分な意思疎通を図るものとする。

(自己啓発等休業をした職員に対する長野県職員退職手当条例の特例)

第9条 長野県職員退職手当条例(昭和28年長野県条例第67号)第6条の4第1項及び第7条第3項の規定の適用については、自己啓発等休業をした期間は、同条例第6条の4第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 自己啓発等休業をした期間についての長野県職員退職手当条例第7条第3項の規定の適用については、同項中「その月数の2分の1に相当する月数(地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数とし、育児休業をした期間のうち、当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間については、その月数の3分の1に相当する月数とする。)」とあるのは、「その月数(地方公務員法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業の期間中の同項に規定する大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと認められることその他の人事委員会が定める要件に該当する場合については、その月数の2分の1に相当する月数)」とする。

(実施規定)

第10条 この条例の実施に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。
(市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例の一部改正)

2 市町村立学校職員の勤務時間その他勤務条件に関する条例(昭和27年長野県条例第69号)の一部を次のように改正する。

本則中「休暇」の次に「、自己啓発等休業」を加える。

(企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

3 企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和43年長野県条例第22号)の一部を次のように改正する。

第18条中「及び」を「、」に改め、「(平成13年長野県条例第38号)」の次に「及び職員の自己啓発等休業に関する条例(平成20年長野県条例第45号)」を加える。

第21条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員法第26条の5第1項の規定による自己啓発等休業の承認を受けた職員には、当該自己啓発等休業をしている期間中、いかなる給与も支給しないものとする。

人 事 課

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第46号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例(昭和27年長野県条例第6号)の一部を次のように改正する。

別表第5の医療等業務手当の項を次のように改める。

医療等業務手当	医療等に関する業務(分べんに関するものを除く。)に従事した職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	業務1日につき1,200円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額
	医療等に関する業務(分べんに関するものに限る。)に従事した職員のうち、知事が人事委員会と協議して定めるもの	業務1回につき25,000円を超えない範囲内において、業務の実態その他の事情を考慮して、知事が人事委員会と協議して定める額

附 則

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

人 事 課

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

平成20年12月18日

長野県知事 村井 仁

長野県条例第47号

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例(昭和27年長野県条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条第7項中「第4項」を「第6項」に、「第5項」を「第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項ただし書中「ただし」の次に「、育児短時間勤務職員等の勤務時間については、1週間ごとの期間について、その育児短時間勤務等の内容に従い、当該育児短時間勤務職員等の週休日以外の日において、人事委員会が定めるところにより、割り振るものとし」を加え、「の勤務時間」を「及び任期付短時間勤務職員の勤務時間」に、「の週休日」を「及び任期付短時間勤務職員の週休日」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項ただし書中「任命権者は」の次に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、その育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし」を加え、「については、これらの日」を「及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日」に改め、同項

を同条第6項とし、同条第3項中「前2項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同項の前に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間に係る第1項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、同項中「40時間」とあるのは「32時間までの範囲内で、任命権者が定める時間」とする。

第2条第2項中「地方公務員法」の次に「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法」を加え、「職員(」を「もの(」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の1週間当たりの勤務時間は、前項の規定にかかわらず、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった職員にあっては、同条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、任命権者が定める。

第5条に次のただし書を加える。

ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会が定める場合に限り、正規の勤務時間外において勤務することを命ずることができる。

第7条中「第2条第5項から第7項まで」を「第2条第7項から第9項まで」に改める。

第14条中「を除く」を「及び任期付短時間勤務職員を除く」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年長野県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

(4) 育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、当該育児休業をした職員の配偶者(当該子の親であるものに限り。)が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会が定める方法により養育したこと(当該職員が、当該育児休業の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限り。)

第9条を第22条とする。

第8条中「第5条」を「第10条」に改め、同条を第21条とする。第7条を第20条とする。

第6条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 育児短時間勤務職員等

第6条を第19条とする。

第5条の次に次の13条を加える。

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第6条 法第10条第1項の条例で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。

- (1) 非常勤職員
 - (2) 臨時的に任用される職員
 - (3) 法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員
 - (4) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続いて勤務している職員
 - (5) 育児短時間勤務（法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をすることにより養育しようとする子について、配偶者が法その他の法律により育児休業をしている職員
 - (6) 前号に掲げる職員のほか、職員が育児短時間勤務をすることにより養育しようとする時間において、育児短時間勤務をすることにより養育しようとする子を当該職員以外の当該子の親が養育することができる場合における当該職員（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）
- 第7条 法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次の各号に掲げる事情とする。
- (1) 育児短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は第10条第2号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該産前の休業若しくは出産に係る子若しくは同号に規定する承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により職員と別居することとなったこと。
 - (2) 育児短時間勤務をしている職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
 - (3) 育児短時間勤務をしている職員が当該職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
 - (4) 育児短時間勤務の承認が、第10条第3号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
 - (5) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会が定める方法により養育したこと（当該職員が、当該育児短時間勤務の請求の際両親が当該方法により当該子を養育するための計画について任命権者に申し出た場合に限る。）。
 - (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- （法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第8条 法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（昭和27年長野県条例第9号）第2条第8項の規定の適用を受ける職員に係る次の各号

に定める勤務の形態（法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日が引き続き人事委員会が定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会が定める時間を超えないものに限る。）とする。

- (1) 4週間ごとの期間につき8日以上を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。
- (2) 4週間を超えない期間につき1週間当たり1日以上割合の日を週休日とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が20時間、24時間又は25時間となるように勤務すること。

（育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求手続）

第9条 育児短時間勤務の承認又は期間の延長の請求は、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の30日前までに行うものとする。

（育児短時間勤務の承認の取消事由）

第10条 法第12条において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、次の各号に掲げる事由とする。

- (1) 職員が育児短時間勤務により養育している子を、当該育児短時間勤務をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が養育することができることとなったとき。
- (2) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 育児短時間勤務をしている職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

（法第17条の条例で定めるやむを得ない事情）

第11条 法第17条の条例で定めるやむを得ない事情は、次の各号に掲げる事情とする。

- (1) 過員を生ずること。
- (2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている法第18条第1項の規定により採用された職員（以下この号、第17条及び第18条において「任期付短時間勤務職員」という。）を任期付短時間勤務職員として引き続き任用しておくことができないこと。

（育児短時間勤務の例による短時間勤務に係る職員への通知）

第12条 任命権者は、法第17条の規定により短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

（育児短時間勤務職員等に対する給与に関する条例の特例）

第13条 育児短時間勤務をしている職員（法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。）に対する一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号。以下この項及び第18条第1項において「一般職員給与条例」という。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる一般職員給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第7条第1項	決定する	決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号俸に応じた額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第
--------	------	--